



清流

第56号
平成30年10月
第5支部共同実施

今年度も上半期が終わりましたので…

学校預かり金会計を点検しました！



9月26日(水)に学校預かり金担当者の共同実施が行われました。学年費・給食費・児童/生徒会費といった校内会計について、帳簿を各校から持ち寄り書類の不備や誤り、支払い漏れ等がないか相互に確認しました。

立替払いのレシートは要注意!!

学年費などの会計では「安いけど振込払いできない」という理由から100円均一ショップやドラッグストア等で立替払いによる物品購入をすることがあるかと思います。支払時に受け取るレシートに、「領収証・購入年月日・商品名・価格」の記載があるか確認してください。また、クレジットカードやポイントカードの使用は禁止です！還元されたポイントが私的なものになることは望ましくありません。普段の生活の習慣から無意識的にポイントカードを出してしまうことがあるかもしれません。「保護者からお預かりしている大切なお金」を支出しているという意識を持つように心がけましょう。



「会計の日」が実施されます

平成30年10月16日(火)から市内小・中学校一斉に「会計の日」が実施されます。今後は毎月16日を「会計の日」とし、前月分の学校預かり金の点検確認を行います。これは静岡市立小・中学校等準公金取扱基準13に規定されている「学校預かり金の随時確認」の定着を目的としています。「会計の日」に確認を行うのは校長と会計担当者になりますが、学校預かり金会計の執行については決して他人任せにせず、起案された帳簿等についてよく注意して確認するようにしてください。



環境整備共同作業

第5支部の用務員11名は共同実施の環境整備担当として『危機管理を高め、安心安全で快適な環境の整備や施設の維持を行う』ことを目的に、共同作業や情報交換の他、研修会でお互いの得意分野を教えあって技能の向上に努めています。一人では難しい修繕等も支部で協力して教育環境の整備に取り組んでいます。



10月17日(水)

清沢小のガラスフィルムを張替えました

年末調整のご準備を!!



今年も年末調整に必要な証明書等が届く時期となりました。
所得控除を受けるためには、各種証明書が必要になります。

保険会社などからご自宅に保険料の証明書などが郵送されてきたら、事務職員の提出依頼があるまで大切に保管をお願いします。

【年末調整に必要な書類の一例】

- ・扶養親族の収入を証明する書類（勤務先の給与支払証明書、年金の改定通知書 等）
- ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
- ・国民年金保険料の控除証明書（採用・任用前に自ら納めた分、20 歳以上の子の分を負担した 等）
- ・**iDeCo**の掛金証明書（小規模企業共済等振込証明書）
- ・住宅借入金等の年末残高証明書

「iDeCo（個人型確定拠出年金）」をご存じですか？

iDeCo（個人型確定拠出年金）とは公的年金に上乗せする私的年金のひとつです。
60 歳になるまで、毎月の掛金を運用しながら積み立てて行きます。受取は「年金」または「(全部または一部を) 一時金」として受けるなどの方法から選べます。

iDeCo には3つの税制優遇があります。

ポイント1

掛金全額が所得控除されます。

公務員の場合、上限が年額 14.4 万円（月額 1.2 万円）です。

例えば、年間掛金が上限で、税率 20%の方なら 28, 800 円の節税となります。

ポイント2

運用益が非課税です。

通常、運用益には 20. 315%の源泉分離課税がかかり、その後再投資されますが、iDeCo の運用益は非課税のため、運用益全額が再投資されます。

ポイント3

受取時も税制優遇措置があります。

一時金受取は「退職所得」、年金受取は「雑所得の公的年金等控除」が適用され、それぞれ税制メリットがあります。

原則 60 歳になるまで引き出しができない、口座管理手数料（取扱金融機関によって金額が異なる）がかかるなど、いくつか留意点もあります。**詳しくは「地域社会ライフプラン協会HP」をご覧くださいか、取扱金融機関にお問い合わせください。**